

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 15 日

金 曜 日

号 外(4)

目 次

規 則

○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が
処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理
する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 2 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市
町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理
する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改
正する。

第 2 条の表の14の項の右欄の第 2 号の 2 から第 3 号の 2 まで及び第 4 号の 2 から
第 4 号の 6 までの規定中「第87条の 2」を「第87条の 4」に改め、同欄の第13号中
「又は第 5 項第 3 号」を「、第 5 項又は第 6 項第 3 号」に改め、同欄の第35号の 2
の次に次の 3 号を加える。

(35)の 3 法第87条の 2 第 1 項又は第 2 項において準用する法第86条の 8 第 3 項の
規定による認定又は変更の認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請
に対する決定の通知に係る経由事務

(35)の 4 法第87条の 3 第 3 項の規定による許可の申請の受理、調査及び県への送

付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

(35)の 5 法第87条の 3 第 5 項又は第 6 項の規定による許可の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第 2 条の表の 14 の項の右欄の第 36 号中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表の 17 の項の右欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>(1) 法第17条第 1 項（法第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務</p> <p>(2) 法第22条の 2 第 1 項又は第 5 項において準用する法第18条の規定による認定又は変更の認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務</p> |
|--|

第 3 条の表の 8 の項を次のように改める。

<p>8 特例条例別表第 2 第 11 項に規定する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、施行規則で定めるもの</p>	<p>(1) 法第17条第 1 項（法第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務</p> <p>(2) 法第22条の 2 第 1 項又は第 5 項において準用する法第18条の規定による認定又は変更の認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務</p>
---	--

附 則

この規則中第 2 条の表の 17 の項の改正規定及び第 3 条の表の 8 の項の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 2 条の表の 14 の項の改正規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

（市町村支援課）